

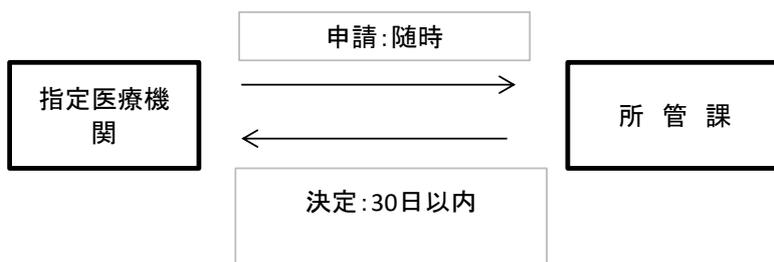
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 22

処 分 名	助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師の指定	
処 分 の 概 要	生活保護の出産扶助、施術等にかかる医療扶助のための医療機関等を指定する。	
根 拠 法 令 名	生活保護法(昭和25年法律第144号)	
条 項	第55条第1項	
所 管 課	生活福祉総務課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	30日	
標 準 処 理 期 間	計	30日
審査基準	<p>生活保護法第55条、生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)、生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)及び生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和36年9月30日社発第727号)に定める基準に該当すること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>生活保護法 (助産機関及び施術機関の指定等) 第五十五条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。 (平二五法一〇四・全改)</p> <p>生活保護法による医療扶助運営要領について</p> <p>第四 医療扶助指定機関 三 指定施術機関及び指定助産機関 指定医療機関の指定基準の際の留意事項、医療機関の指定及び指定医療機関の義務は、法に定める範囲内で指定施術機関及び指定助産機関に準用すること。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。